



### 村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村報とつかわ 第656号 2016年 皐月

5

# 津川

「心身再生の郷」

―特集― 入園・入学おめでとう！





# 入園・入学おめでとう!



4月5日から8日にかけて、村内の保育所、幼児教室、小学校、中学校で入園(室)・入学式が行われました。

入学(園)したのは、保育所24人、小学校20人、中学校21人です。

新しい友だちが増えて、たくさん楽しい思い出を作って欲しいと思います。



まい  
峯砂 雅衣ちゃん



かか  
山田 嘉夏ちゃん



りょう  
柳瀬 梁ちゃん



こうた  
前田 康太ちゃん

上野地保育所



みつぎ  
柳瀬 海月ちゃん



こうしろう  
鎌倉 孝志郎ちゃん



こはる  
青木 小春ちゃん



らいと  
松下 雷翔ちゃん



よしと  
川上 嘉士ちゃん

小原保育所



めい  
山本 萌衣ちゃん



しゅう  
前岡 思佑ちゃん



まさき  
池田 将紀ちゃん



ゆめちゃん  
池田 ゆめちゃん



ふうが  
山本 楓牙ちゃん



ゆわ  
栗原 幸吾ちゃん



せら  
稲田 青宙ちゃん



まな  
岩本 茉菜ちゃん



ゆいね  
垣野 結音ちゃん

みどり保育所



もあ  
孫入 想愛ちゃん



りく  
杉本 陸ちゃん



ゆい  
玉置 結衣ちゃん



りゅうじ  
沼平 竜二ちゃん



ここな  
則本 心花ちゃん



れん  
温井 蓮ちゃん



温井 涼音くん



西岡 若菜さん



中畑 果恋さん



近藤 秀夫くん



川上 陽菜さん

十津川第二小学校



大前 穂高くん



後木 琴葉さん



植村 光稀くん



稲田 陽菜さん

平谷小学校



二村 舜蓮くん



岩本 大河くん

西川第二小学校



富戸野 光くん



沼平 亮太くん



榊本 爽葵陽さん



亀本 唯水さん



大谷 穰くん



西 雄輔くん

西川第二小学校



岡 有里華さん



則本 渉くん



垣野 結飛くん

### 十津川中学校



後木 瞭我・岡 晶悟  
 北 秀輔・久保見篤史  
 桑田虎太郎・小西 隆弘  
 田垣 輝人・玉置 隆治  
 西 祥吾・則本 敦也  
 舩谷 龍紀・山本 海斗  
 天野ひまり・上田ほのか  
 植西 菜緒・北仲 玲奈  
 妹尾菜々夏・西 栞  
 森 芽生・山本 陽菜  
 横倉 千春

【順不同・敬称略】



## 新入団員6人が入団 村を守ります!



水谷晃 (第1分団)  
鈴木大介 (第2分団)  
平瀬元貴 (本部分団)  
濱矢めぐみ (第8分団)  
玉置剛児 (第8分団)  
亀田哲史 (第9分団)  
(敬称略)



## みなさんの大切な命を守るため技術の向上を目指します

3月15日、大住先生を講師に救急隊員研修会を五條消防署大塔分署で実施しました。十津川、大塔分署員35人の職員が参加しました。研修内容は、日ごろの救急活動での疑問、救急現場で起こりうる病態について学びました。この研修会で学んだことを生かし、更なる救急技術の向上を目指していきます。



## 十津川やつがしら焼酎「いものかぶ」完成!



4月21日に西川区北部の生産者を中心とした「やつがしら会」が生産した「ヤツガシラ」を利用した芋焼酎の完成を村長に報告しました。この焼酎は「いものかぶ」の名称で販売されています。限定1,300本で、自然豊かな甘味で飲みやすい仕上りになったと報告されました。



## 安全運転をお願いします

4月6日から15日まで春の交通安全県民運動が行われました。6日は役場前で啓発運動が実施され、こだまの里の人たちが啓発物品を配りながら「安全運転をお願いします!」と声をかけました。



## 「十津川道路」供用開始年度の公表を要望!!

4月8日、奈良県4区の田野瀬衆議院議員及び堀井参議院議員とともに国土交通省道路局長を訪問し今年度の事業見直し公表時に「十津川道路(豆市〜今戸間)」の供用開始年度を公表していただけるよう要望を行いました。この要望は、供用時期が公表されれば、供用に向けた予算の確保がされやすくなるためです。

また、事業化が決定していない天辻工区と十津川道路2期工区の早期事業化を要望しました。両工区ともに長期の通行止めがたびたび発生するため早期事業化していただけるよう両議員からも強く要望していただきました。



## 村内で3基目の発電用水車が 上湯川市原地区に完成!!

村では、昨年度に引き続き環境保全審議会のみなさんと小水力発電施設モデル事業に取り組んできました。平成26年度には谷瀬(直径3m)と重里(直径1.7m)に水車を設置しましたが、平成27年度には村内で3基目となる水車(直径3m)が、上湯川市原地区に完成し、小水力発電に成功することができました。

水車や発電装置の製作には、京都市立伏見工業高等学校の足立善彦先生のアドバイスを受けながら大谷英一さん(出谷)らが中心となって2月下旬頃から着手し、3月30日に完成しました。また、4月9日には、市原地区の八幡神社祭が行われ、七朗桜が満開のもと盛大にお祭りが行われ、たくさんの人で賑わいました。この日も水車で蓄電した電力を利用して桜のライトアップに成功し、今後さらに発電能力を高める取り組みを行い、災害時の電力確保につなげていきたいと考えています。

今回の表紙の写真は、小水力発電でライトアップされた写真です。





4月1日から  
診療所医師が  
替わりました！



まさひで  
中谷 真豪医師

【着任のご挨拶】

初めまして。4月から診療所に赴任しました中谷と申します。十津川村には小学校の頃に剣道大会で毎年訪れており、街並みを懐かしく感じております。まだまだ慣れない部分があり、ご迷惑をおかけすることがあると思いますが、村の医療に貢献できるように精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。

【離任のご挨拶】

巳波・神戸医師の熱い思いにあおられながら巳波医師の掲げる、「へき地だからできない」「へき地でもできる！」「への変革の精神に少しでも近づき、役に立てれば」と、長年外科医であった小技を少し役立て、外来小手術を実践させていただき、「へき地でも（これぐらいは）できる！」をこく小規模なものではありますが実施してみました。村の医療は、平成26年度から出張診療が開始され「へき地でもできる」からさらに、「へき地だからできる」医療への変革の一步を歩みだしました。20年後に向けて人口の年齢及び地域偏在に対応できるへき地医療を村は世界に先駆けてできる土地ではないかと思いがたら任期を終えます。2年間ありがとうございました。また十津川に遊びに来た時には知った顔に出会えることを楽しみにしております。



大住 周司医師

役場の職員です！

役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみならずよろしくお願ひします。



氏名 森井 ひづる  
所属 福祉事務所  
担当業務 介護支援専門員  
ひとこと 平成26年4月から福祉事務所で介護支援専門員として介護が必要な方が福祉サービスを利用される際の支援や、相談業務を行っています。広い村で初めて訪れる場所も多く、始めは右も左もわからない状態でしたが、訪問先のみなさんや地元地域のみなさんに温かく迎えていただき、勤務して3年目を迎えることができました。

これからもよろしくお願ひします。





## 平成27年国勢調査 人口速報集計の集計結果

十津川村 人口 3,508人(△599人)  
 男 1,859人(△302人)  
 女 1,649人(△297人)  
 世帯数 1,577世帯(△254世帯)  
 【()は平成22年国勢調査との比較】

調査へのご回答、ありがとうございました。

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査です。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。



## 夜間にHIV(エイズ)検査を実施します。

検査は無料、匿名で受けられます。

㊦ 6月6日(月) 午後5時～午後7時

㊦ 内吉野保健所

㊦ 電話予約が必要



㊦ 内吉野保健所 ☎0747(22)3051

## 村報「とつかわ」を製本します!

村民のみなさまのご協力により、村報「とつかわ」が平成27年11月号で650号を超えました。

これを記念して、村報「とつかわ」を収集している村民の方を対象に、村報の製本を行います。

製本を希望される方は、601号から650号まで村報「とつかわ」と製本手数料1万円を添えて、8月5日(金)までに総務課・広報担当へお申し込みください。



なお、製本には約3か月かかります。

㊦ 総務課・広報担当  
☎ 0746(62)0001

## 狩猟免許試験のお知らせ

狩猟や有害鳥獣の駆除には狩猟免許が必要です。今年度の狩猟免許試験が次のとおり行われます。

新規に第1種銃猟及びわな猟免許を取得し、村の有害鳥獣駆除員となる人を対象に、狩猟免許取得費用の一部を(一社)奈良県猟友会 十津川支部が助成します。

㊦ 6月26日(日)・9月4日(日)

9時30分～16時

(各試験日の前日に、講習会が開催されます。)

㊦ 橿原総合庁舎(橿原市常盤町605-5)

㊦ 試験の10日前(必着)までに、奈良県猟友会へお申し込みください。

㊦ (一社)奈良県猟友会 十津川支部  
事務局長 尾中 宏彰  
☎ 0746(62)0345



— 役場代表 —

電話 0746(62)0001  
FAX 0746(62)0210  
IPﾌｫﾝ 050-5004-6720  
050-5004-6721  
050-5004-6722

— 庁外 —

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291  
小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207  
歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

— 庁舎2階 —

総務 62-0001  
観光 62-0004  
農林 62-0005  
教育 62-0003・62-0067  
地創 62-0910

観光協会 63-0200  
泉湯 62-0090  
温泉プール 64-0762  
北部保健センター 68-0017  
十津川警察庁舎 63-0110

— 庁舎1階 —

住民 62-0900・62-0911  
財政 62-0903  
建設 62-0904・62-0905  
福祉 62-0901・62-0902  
出納 62-0906

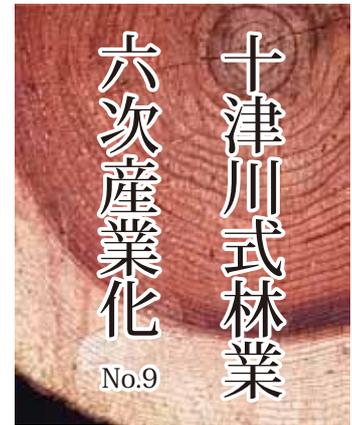
— 役場以外 —

森林館(古ル野) 62-0567  
滝の湯 62-0400  
高森の郷 64-1800  
森林組合 64-0301  
五條消防十津川分署 64-1190

— 庁舎3階 —

議会事務局 62-0002  
— 庁舎地下1階 —  
生活環境 62-0907  
水道 62-0908

道の駅十津川郷 63-0003  
庵の湯 64-1100  
社会福祉協議会 64-0666  
商工会 62-0132  
五條消防大塔分署 0747-36-0317



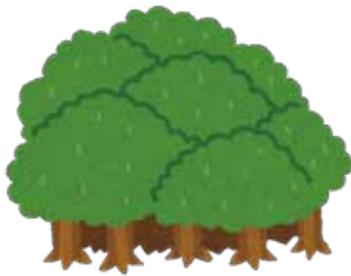
発信：林業振興対策室  
TEL:0746(62)0005

5月は、林業関係の補助事業について説明します。山づくりについては、国の補助事業が複数ありますが今回は、【美しい森林づくり基盤整備交付金】について説明します。

森林の持つ多面的な機能を十分発揮するためには、森林を適切に整備することで健全な状態に保つ必要があります。

美しい森林づくり基盤整備交付金は、適切な森林の整備を進めるための補助制度です。

山に木を植えたり、生育途中の木の手入れ(保育)等を行なった場合や森林組合等に委託して行った場合、一定の条件を満たした整備に対して、森林組合等を通じて助成を受けることができます。



### ● 補助を受けるための条件

作業種別の事業規模・林齢・その他採択要件については原則として下表のとおりです。

作業種	採 択 要 件 等			
	林 齢	事業規模	実施要件等(1)	補助率
人工造林 (地拵え・植栽)	—	0.1ha以上	スギ・ヒノキ2,000本/ha以上 広葉樹1,000本/ha以上	標準経費の50%
下刈り	1～5年生	0.1ha以上	全刈り	標準経費の50%
保育間伐	11年生～	0.1ha以上	不良木の伐採率20%以上 不良木の伐採率35%以上	標準経費の50%又は68%
搬出間伐	11年生～	0.1ha以上	伐採率20%以上 搬出材積10m <sup>3</sup> /ha以上	標準経費の50%又は68%
鳥獣害防止 施設等整備 (防護柵等)	—	—	人工造林と一体的に実施する 場合に限る。	標準経費の50%
森林作業道 整備(開設/改良)	—	—	森林整備と一体的に実施する 場合に限る。	標準経費の80%

間伐をはじめとする森林整備に対して補助を受けるには、事業着手前の計画策定や写真の管理等さまざまな作業が必要となります。詳しい補助金制度については農林課☎0746(62)0005にお問い合わせください。

# 過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法に係る 村税(固定資産税)の特別措置について

村内で、下記の対象となる事業の用に供する設備を新設、増設した場合は、過疎地域自立促進特別措置法に係る村税の特別措置に関する条例又は半島振興法に係る村税の特別措置に関する条例に基づき、固定資産税の特別措置の適用があります。

	過疎地域自立促進特別措置法	半島振興法										
対象となる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・情報通信技術利用事業(コールセンター)</li> <li>・旅館業(下宿営業を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・旅館業(下宿営業を除く)</li> <li>・農林水産物等販売業</li> <li>・情報サービス業等</li> </ul>										
課税免除・不均一課税の対象となる資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋(対象事業の用に供するもの:事務所等は対象外)</li> <li>・償却資産(対象事業の用に供する機械及び装置、構築物)</li> <li>・土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合、当該家屋の建設部分のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋(対象事業の用に供するもの:事務所等は対象外)</li> <li>・償却資産(対象事業の用に供する機械及び装置、構築物)</li> <li>・土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合、当該家屋の建設部分のみ)</li> </ul>										
対象となる条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告書を提出する個人又は法人</li> </ul> <p>(取得価額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 2,700万円を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青色申告書を提出する個人又は法人</li> </ul> <p>(取得価額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、旅館業 <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金1,000万円以下 500万円以上</li> <li>資本金1,000万円 超5,000万円以下 ) 1,000万円 以上</li> <li>資本金5,000万円超 2,000万円以上</li> </ul> </li> <li>・農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上</li> </ul>										
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税免除(3年間) 全額免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不均一課税(3年間) <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">税率</td> <td>初年度分</td> <td>100分の0.16</td> <td>(1/10)</td> </tr> <tr> <td>第2年度分</td> <td>100分の0.40</td> <td>(1/4)</td> </tr> <tr> <td>第3年度分</td> <td>100分の0.80</td> <td>(1/2)</td> </tr> </table> </li> </ul>	税率	初年度分	100分の0.16	(1/10)	第2年度分	100分の0.40	(1/4)	第3年度分	100分の0.80	(1/2)
税率	初年度分	100分の0.16		(1/10)								
	第2年度分	100分の0.40		(1/4)								
	第3年度分	100分の0.80	(1/2)									

お問い合わせ先 財政課 ☎0746(62)0903

# 後期高齢者医療保険から保険料率改定のお知らせ

○法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます

## ◎保険料率について

### ■保険料率

平成26・27年度	平成28・29年度
・均等割額 44,700円 ・所得割率 8.57%	・均等割額 44,800円 ・所得割率 8.92%

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで医療保険制度をみんなで支え合いましょう。

## ◎保険料の軽減について 〈平成28年度以降の保険料軽減措置について〉

### 1. 所得の少ない被保険者に対する軽減措置

所得の低い方は、世帯(世帯主及び被保険者)の所得水準に応じて次のように保険料が軽減されます。

#### 【均等割額軽減の基準】

世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額等(医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額)により判定します。

基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、「被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)

9割軽減

基礎控除額(33万円)を超えない世帯

8.5割軽減

基礎控除額(33万円) + 26.5万円(注) × 世帯に属する被保険者数を超えない世帯

5割軽減

基礎控除額(33万円) + 48万円(注) × 世帯に属する被保険者数を超えない世帯

2割軽減

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

① 2割軽減の拡充…軽減対象所得の基準額の引き上げ。 ② 5割軽減の拡充…軽減対象所得の基準額の引き上げ。

(現行) 基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数

(現行) 基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

(改正後) 基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数

#### 【所得割額軽減の基準】

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入のみの場合、153万円超211万円以下の方)

### 2. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険〔市町村国保や国保組合は対象となりません〕)の被扶養者であった方は、これまでと同様に所得割がかからず、均等割額の9割軽減も継続されることとなりました。

3歳以上のお子さんがある保護者のみなさまへ

平成28年度から子どもの定期予防接種は

すべて個別医療機関での

接種に変わりました

予防接種を受けるときは、原則保護者の同伴が必要です。これまで学校や保育所等で行って  
いました定期予防接種は集団接種から、医療機関での保護者同伴の個別接種に変わります。個  
別接種の受け方はあらかじめ受診医療機関を決めて、医療機関に接種日を電話で予約して、接  
種してください。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※定期予防接種は市町村が行い、住民基本台帳に基づいて個別通知を行います。赤ちゃんが生  
まれたとき、転入・転出したときには必ずお住まいの市町村に届出を行いましょ。

**対 象 者：**十津川村に住民票があるお子さん

**接 種 料 金：**無料（対象年齢外は自費）

予防接種の種類		接種回数	対象年齢（時期）と接種期間
MR（麻しん・風しん）2期		1回	小学校就学前の者 生年月日：平成22年4月2日～平成23年4月1日
			※接種期間は、小学校就学前の1年間で下記のとおりです。 （平成28年4月1日から平成29年3月31日の間）
2種混合（ジフテリア）（破傷風）		1回	1期初回と追加接種を済ませている者で、11歳以上 12歳未満
日本脳炎	1期初回	2回	3歳以上 4歳未満
	1期追加	1回	4歳以上 5歳未満
	2 期	1回	9歳以上 10歳未満 ※ただし、1期追加の接種からおおむね5年経過していること
	特例措置	1回～4回	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方へ 積極的勧奨の差し控えにより第1期（計3回）の接種が完了していま せんので、20歳なるまでに全4回の接種のうち、残りの接種を無料で 受けることが可能です。

予防接種を受けるときは、母子手帳を忘れずに お問い合わせは 住民課 ☎0746(62)0911



# 国民年金の加入と納付

国民年金は年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう!

## 加入手続きはどこですか？

20歳になったら、役場の国民年金担当窓口(住民課)で手続きしてください。  
(窓口に来ることができない場合は、郵送による手続きも可能です。)

### 付加年金制度

- 16,260円の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受けられます。
  - 付加年金の年額は「200円×納付月数」で計算されます。  
例えば付加保険料を10年間納付して、65歳から80歳(15年間)のなるまで付加年金を受け取ると、  
**付加保険料納付額…400円 × 120月 = 48,000円**  
**付加年金額………200円 × 120月 × 15年 = 360,000円です。**
- ※付加保険料を納めるには、付加保険料の申し込みが必要です。

## 毎月16,260円は払えない。どうすればいいの？

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

役場国民年金担当(住民課)もしくは年金事務所へご相談ください。

※手続きをしないと老後年金を受け取れなくなったり、不慮の事故により障害が残ってしまったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる場合があります。

### 学生納付特例制度

- 学生の方の保険料が猶予されます  
学生納付特例の期間は年金を受けるための期間として計算されますが、老齢基礎年金には反映されません。
- 所得のめやす  
本人の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
**扶養親族等の数 × 38万円 + 118万円**

### 若年者納付猶予制度

- 30歳未満で学生以外の方の保険料納付が猶予されます  
納付猶予期間は年金を受け取るための期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。(平成37年6月までの期間措置です)
- 所得のめやす  
本人配偶者の前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること  
**(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円**

お問い合わせ ————— ▶大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531  
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900



## 国保だより

# 特定健康診査を受けましょう!

### (集団健診)

実施日	実施場所	実施日	実施場所
8月1日(月)	平谷地区生活改善センター	8月25日(木)	東中公民館
2日(火)	北部保健センター	26日(金)	住民ホール
3日(水)	住民ホール	27日(土)	住民ホール
		28日(日)	北部保健センター

※社会保険の人は、職場の健診を受診してください。但し、同時実施する肺がん・大腸がん検診のみ受診できます。

### (個別健診)

保険等の種別	実施場所	実施期間
国民健康保険の人 後期高齢者医療の人 生活保護を受けている人	中川医院 小原診療所	8月1日～12月27日 (休診日を除く)
国民健康保険の人 後期高齢者医療の人	県内の健診実施機関 (村内の医療機関を除く)	8月1日～平成29年1月31日

※糖尿病・高血圧症又は脂質異常症でお薬を飲んでいる人や人工透析で通院治療している人は、健診を受けたほうがよいかどうか主治医とご相談ください。

### 検査内容

- 基本項目(問診・計測・診察・尿検査・血液検査)
- 追加項目(心電図検査・腹部エコー検査)
- 肺がん検診(胸部レントゲン) ●大腸がん検診(検便)
- 肝炎ウィルス検査(今までに受けたことがない人)

腹部エコー検査を受けたい人は、「集団健診」または「中川医院」で申込をお願いします。  
(「小原診療所」及び「県内の健診実施機関」では“腹部エコー”検査は行っていません。)

### 自己負担

**1,000円** ※県内の健診実施機関(村内の医療機関を除く)で受診される場合は、基本項目及び心電図検査のみとなりますので、500円となります。  
※社会保険の人は、肺がん・大腸がん検診のみの検査となりますので、500円となります。

### 対象年齢

40歳以上(昭和52年3月31日生まれ以前の人)

### 申込方法

【国民健康保険の人・後期高齢者医療の人・生活保護を受けている人】  
個別に送付している申込ハガキによりお申し込みください。  
【社会保険の人】  
住民課へ電話で申し込みください。(肺がん・大腸がん検診)

### 申込期限

**平成28年6月3日(金)**

詳しくは、住民課(直通 0746-62-0911)までお問い合わせください。



# 教育だより

第93号

## 水泳教室 開催!

3月24日・25日に昴の郷温泉プールで、水泳教室を開催しました。今年度で29回目となるこの教室に、村内小学生18人が参加しました。講師は奈良県から選抜された高校生たちで、参加した子ども一人一人へ個別指導をしてくれました。低学年には水に潜る練習、浮き輪・ビート板を使って泳ぐ練習を、高学年にはクロールや背泳などの泳法を教えてもらいました。

教室の最後に、希望者による水泳大会を行いました。学年・種目ごとに競いあい、最初は全然泳げなかった子どもも、みんなの大きな歓声を受けて25メートルを泳ぎ切りました。水泳大会終了後、2日間指導してもらった高校生のお兄さん・お姉さんたちに記念のメダルをかけてもらいました。

### 平成28年度 年間行事予定

今年度十津川村教育委員会関係の行事予定をお知らせします。  
各行事の詳細につきましては、「教育だより」などでお知らせしていきます。

- 4月 村内小・中学校入学式
- 5月 子ども会大会
- 6月 シルバー運動会
- 7月 ジュニアリーダー研修会  
新十津川町児童・生徒研修来村
- 8月 村内各大字盆踊り
- 10月 十津川大運動会
- 11月 村文化祭
- 1月 成人式  
第63回駅伝大会  
「昴の郷」マラソン大会
- 2月 子ども会スキー研修
- 3月 市町村対抗子ども駅伝大会  
村内小・中学校卒業式

※日程は会議等により、変更になることがあります。

**おしせ**




**小学生  
早期英語教育  
はじまります!**

小学3年生から6年生の希望者を対象に、土曜日の9時から12時まで、英語に親しむための英会話教室を開催します。

英語を聞いたり、話したりするなど積極的にコミュニケーションを図り、英語は楽しいものという気持ちを子どもたちに感じてもらうための教室です。

4月23日に十津川高等学校で開講式を行いました。5月14日より教室を開講します。  
保護者のみなさまもご一緒にご見学ください。

# 人のうごき

(敬称略)

## おめでた

中 桜虎 (おうら) 男 4月4日  
父:秀幸 母:由貴 (小原)

## おくやみ

當仲 節子 63歳 4月 3日(平 谷)  
浦東 富定 86歳 4月22日(大 野)  
原田 吉治 81歳 4月29日(西 中)  
大谷松一郎 78歳 4月29日(出 谷)



## 善意銀行 (敬称略)

- ・十津川村民生児童委員協議会
- ・大谷 英一

### 毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による  
**時** 毎月第3水曜日 14時~16時  
**所** 役場第1会議室  
 (場所が変更される場合があります)  
 ※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)  
**問** 五條本町法律事務所 北本弁護士まで  
**☎0747(22)8005**

みなさまのご相談をお待ちしています

平成 28 年 4 月から偶数月  
 (4・6・8・10・12・2月)  
 の開催に変更になります。  
 ご注意ください。



柳瀬 梁ちゃん(上野地)  
 (5月29日生まれ・満3歳)

いっぱい遊んで  
 大きくなあれ!

父…憲三郎 母…望



前田 康太ちゃん(上野地)  
 (5月20日生まれ・満3歳)

保育所大好き♪  
 お友達といっぱい遊んでね

父…健一 母…亜吹香



玉置 泰司ちゃん(折立)  
 (5月30日生まれ・満2歳)

すべり台と  
 食べるのがだいすき!

父…広之 母…那津子

お誕生日おめでとう!



□ 学校活動  
 ○ 第71回入学式  
 4月12日体育館で、第71回入学式が挙行されました。新入生31人は晴れやかな気持ちで入学式に臨みました。新入生を代表して、汐崎正樹さん(十津川中学校出身)が力強い宣誓を行いました。新1年生のこれからの活躍に期待します。  
 ○ 顕彰祭・清香寮入寮式  
 入学式に引き続き、学校寮の入学式が行われました。本



1組(普通コース)



2組(工芸コース)

年度は新たに22人が寮生に加わり、全員で61人の生徒が寮での生活を送ります。新入寮生を代表して小田宙人さん(高石市立取石中学校出身)が宣誓を行いました。

【お詫びと訂正】  
 4月号の高校だよりで写真表記に訂正がありました。1組と2組の表記が逆になっていました。お詫びして訂正します。

## 集落の絶景

果無集落の風景

写真：佐古 金一さん(大字平谷)



**診療所からお知らせ**

**整形外科診療日** 受付／小原 8:30～11:15  
上野地 13:15～15:15

月日	診療所
5月26日(木)午前	小原診療所
6月9日(木)午前	小原診療所
6月9日(木)午後	上野地診療所
6月23日(木)午前	小原診療所

**出張診療** 診療時間／神納川・東中 14:30～15:30  
玉垣内 14:00～15:30

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	5/31(火)	6/14(火)	6/30(木)
東中公民館	5/19(木)	6/16(木)	
玉垣内集会所	5/24(火)	6/7(火)	6/21(火)

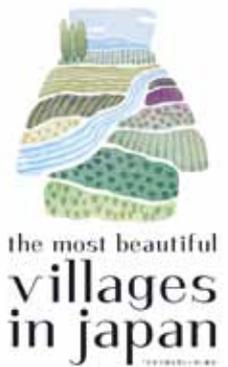
**園小原診療所**  
☎ 0746 (63) 0040

**土曜診療日** 受付／8:30～11:15

小原診療所	
5月28日(土)	第4週
6月11日(土)	第2週
6月25日(土)	第4週

## あとがき

▶平成28年度がスタートしました。  
今年度もどうぞ村報「とつかわ」をよろしくお願ひします。  
今回特集した、「入園入学おめでとう」は毎年春を実感させてくれたなあといいながら作成しました。  
今年のGWは10連休という方もいらっしゃるようですが、私はカレンダー通りで子どもたちの部活などでお家暮らしになりました。  
でも、久しぶりの3連休でリフレッシュできました。(Y・C)



●人口 3,530人(+26人)  
男性 1,757人(+19人)  
女性 1,773人(+7人)

●世帯数 1,853世帯(+31世帯)  
【平成28年5月1日現在 ( )は前月比】